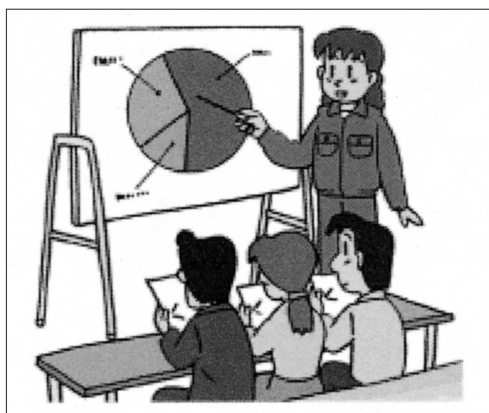


◆ 地籍調査の流れ ◆



●準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会などを行い、地籍調査を始める体制を作ります。



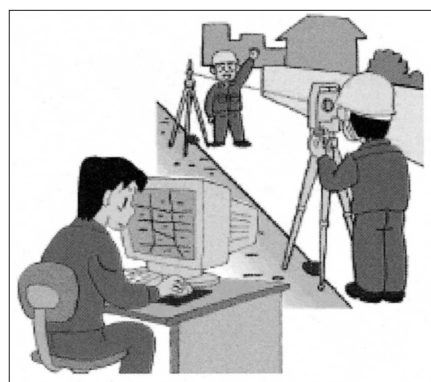
●一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査をした後、関係者立会いのもとに、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。



●成果の検査・承認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案は、閲覧された上で、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。



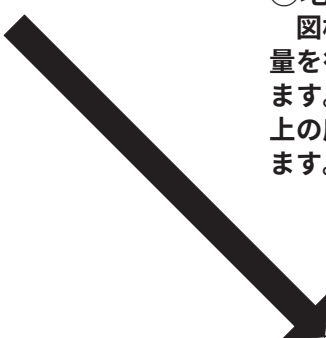
●地籍測量

図根点を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示されることになります。



●成果の利活用

調査成果を都市計画、農林政策、税務など土地に関係する行政分野で活用します。近年は、コンピュータによる管理や利活用が進められています。



●登記所送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において土地登記簿が書き改められるとともに、不動産登記法第14条の地図が備え付けられます。